

## 議案第 9 4 号

### 自動車事故に係る損害賠償の額の決定について

次のとおり公用車による自動車事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

1 相手方 市内在住者 3 名

#### 2 事故の概要

- (1) 日時 令和 3 年 4 月 1 日 午後 5 時頃
- (2) 場所 羽生市大字羽生 4 0 6 番地 6 付近交差点
- (3) 状況 公用車が信号機のない交差点を右折しようとして交差点内に進入した際、右方から直進車があったため公用車を後退させたところ、後方で停止していた相手車両に接触し、相手運転手及び同乗者 2 名が負傷した。

3 損害賠償額 1,457,379 円

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明